

広島県福祉サービス第三者評価推進委員会
評価調査者養成研修等実施要領

1 目 的

この要領は、広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置要綱第12条の規定に基づき、評価調査者養成研修等の実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成と資質の向上を図る。

2 研修の種類

評価調査者の研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）の2種類とする。

3 養成研修

- (1) 養成研修は、次の各号の要件を満たしている者又は推進委員会が受講を適当と認めた者を対象とする。
 - ア 評価機関認証要綱第2条別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」の1(2)のいずれかに該当する者
 - イ 現に評価機関に属している者又は評価機関に属する予定の者
- (2) 養成研修は、別紙1のカリキュラムに基づいて実施する。
- (3) 養成研修は、推進委員会が本事業の推進に必要と判断した場合に、必要に応じて、その都度実施する。

4 継続研修

- (1) 継続研修は、養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等を習得できるよう定期的に実施する。
- (2) 継続研修は、別紙2のカリキュラムに基づいて実施する。

5 研修受講手続き

- (1) 研修の受講を希望する者は、研修受講申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて推進委員会に受講申込を行う。
- (2) 推進委員会は、受講希望者から提出された書類を審査し、受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を受講申込者に通知する。

6 研修の実施

- (1) 研修は、原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者、又は推進委員会が指名した者を講師として実施する。
- (2) 研修は、主に講義形式により行うが、必要に応じて実習又は演習等により実施する。
- (3) 受講者は、研修にかかる経費を負担する。
- (4) 推進委員会は、受講生のうち要件を満たす者について養成研修等の受講を一部免除することができる。受講免除にかかる要件は、別に定める。

7 研修の修了

- (1) 受講者は、1回の研修に定められたカリキュラムすべてを履修して修了する。

- (2) 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。
- (3) 養成研修については、研修終了後に推進委員会において判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

8 修了証書の交付

- (1) 養成研修修了者には、評価調査者養成研修修了証（様式第2号）を交付する。
- (2) 継続研修修了者には、評価調査者継続研修修了証（様式第3号）を交付する。

9 修了者名簿への登載

- (1) 養成研修及び継続研修の修了者のうち、第三者評価事業に携わる意思のある者を「広島県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿」（様式第4号）（以下「調査者名簿」という。）に登載する。
- (2) 推進委員会は、養成研修及び継続研修の終了後、修了者に対して調査者名簿への登録の意思を確認する。
- (3) 調査者名簿への登載は、評価調査者が第三者評価事業に携わる際の要件とする。
- (4) 調査者名簿への登載手続は、別に定める。

10 その他

この要領に定めるもののほか、評価調査者養成研修等に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月6日から施行する。

別紙1 養成研修カリキュラム

別紙2 継続研修カリキュラム

様式第1号 研修受講申込書

様式第2号 評価調査者養成研修修了証

様式第3号 評価調査者継続研修修了証

様式第4号 広島県福祉サービス第三者評価調査者名簿

(別紙1)

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義・1時間30分	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や枠組みに関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	講義・1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
	4. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義・6時間	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
	5. 利用者調査の方法等について	講義・2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
	6. 書面（事前）審査の着眼点	講義および演習・3時間	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着眼点	演習・4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
実習	8. 実習Ⅰ	実習・7時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習・3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
	10. まとめ	全体会・2時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

(別紙2)

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。